

不正行為に関する申立てがあった場合の手続き（概要）

第1段階：申立ての受理と予備調査

学外弁護士事務所窓口への申立て（記名した文書で行う）



窓口から公正研究責任者への取り次ぎ（申立者が望めば氏名等は秘匿される）



予備調査委員会の招集 ← 総長が職権により公正研究責任者に調査を命ずることもできる



予備調査委員会が不正行為の存在の可能性を判定



公正研究委員会に報告



判定結果を申立者に文書で通知（申立者が氏名の秘匿を希望した場合は上記窓口を通じて通知）

調査対象者（調査対象の研究者）に事情聴取した場合は、調査対象者にも通知

第2段階：予備調査によって不正行為の存在の可能性が認められた場合

公正研究委員会による調査の実施（必要に応じて調査専門委員会が調査を実行）



公正研究委員会による審理・判定



判定結果を申立者及び調査対象者に文書で通知（申立者が氏名の秘匿を希望した場合は上記窓口を通じて通知）

判定結果に異議がある場合は、上記窓口で文書で申立てることができる（原則10日以内）

《異議申立てがない場合》

《異議申し立てがあった場合》



総長が不服審査委員会を設置



不服審査委員会が再審理の必要性の有無を判定



判定結果を申立者及び調査対象者に文書で通知

《再審理が必要と判定された場合》

《再審理は不要と判定された場合》



再調査・再審理・判定



判定結果を申立者及び調査対象者に文書で通知



公正研究委員会による不正行為の有無及び程度の裁定



総長及び関連部局の長に報告、必要に応じて不正行為の排除のために必要な措置の実施

不正行為の存在が確認された場合は、概要を公表（調査対象者の意見がある場合は、それを付す）

注) 公正研究委員会は常設、他の委員会は必要に応じて設置、解散

不服審査委員会委員は他の委員会委員を兼ねない